

隠岐の美しい景観に配慮した施設づくり検討会規約

(名称)

第1条 本会は、「隠岐の美しい景観に配慮した施設づくり検討会」（以下、「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 隠岐世界ジオパークとして、美しい隠岐の景観形成を図るため、安全面や経済面を考慮しながら良好な景観づくりに寄与する道路等の施設整備のガイドラインについて検討することを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別紙1に掲げる委員により構成する。

- 2 議事の進行は、事務局で行う。
- 2 検討会の構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、県土整備局が招集する。

- 2 必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができるものとする。
- 3 委員は、必要に応じて代理を出席させることができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、隠岐支庁県土整備局内に置く。

(その他)

第6条 この規約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議のうえ処理するものとする。

(附 則)

この規約は、平成27年1月14日から施行する。

別紙1

検討会 委員名簿

役 職	氏 名 (敬称略)	所 属
委 員	森 口 光 春	隠岐の島町まちづくり運動協議会 会長
委 員	野 辺 一 寛	隠岐世界ジオパーク推進協議会事務局 事務局長
委 員	高 梨 哲 朗	島根県景観アドバイザー (隠岐の島町、一級建築士)
委 員	角 橋 隼 人	隠岐観光協会 事務局長
委 員	宇 野 正	一般社団法人島根県隠岐地区建設業協会 事務局長
委 員	齋 藤 福 昌	隠岐の島町商工会 事務局長
委 員	春 木 茂 正	隠岐の島町建設課長
委 員	松 前 一 孝	海士町環境整備課長
委 員	中 板 健	西ノ島町環境整備課長
委 員	崎 秀 政	知夫村建設課長
委 員	仲 田 達 哉	隠岐支庁県土整備局統括調整監

順不同